

藤岡市農業委員会

令和6年第7回

定例会議事録

令和6年7月5日招集

令和6年藤岡市農業委員会第7回定例会議事録

令和6年7月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第7回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 35号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第 38号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について

議案第 39号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について

報告第 13号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 14号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（14名）

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸
13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾		

[出席農地利用最適化推進委員]（5名）

3番 根岸 秀利	5番 渡邊 義晴	8番 宮下 佐登志	14番 堀越 昭彦
15番 宮下 功			

[事務局]

事務局 長	横田 道明
係 長	春山 崇
係 長 代 理	笠原 諒亮

事務局 次 長	真下 和弘
係 長 代 理	宮原 優雅子

（開会14時27分）

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第7回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和 6 年第 7 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 14 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。14 番塚本委員、1 番飯塚委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 35 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 36 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 3 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩14時32分)

(再開14時58分)

事務局次長 始まる前に議案書の訂正をお願いいたします。議案第 35 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてでございます。施設概要につきまして、敷地拡張とありますが都市計画課との調整で一般住宅用地(既存宅地)で対応させて頂くことになりましたので、よろしくをお願いいたします。

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、市外の Y さんが、農業経営の規模拡大を図るため、白石の農地 2 筆、面積 3,268 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 15 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、上日野の K さんが、農業経営の規模拡大を図るため、上日野の農地 1 筆、面積 283 m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 15 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 34 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番の 1 件です。整理番号 3 番は、藤岡の S さんが、農業経営の規模拡大を図るため、上大塚の農地 1 筆、面積 759 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 34 号整理番号 3 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 35 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 35 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、上戸塚の A さんが、上戸塚の農地を一般住宅用地(既存宅地)の

ため転用するもので、農地 1 筆、面積は 470 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、森新田の S さんが、森新田の農地を倉庫用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 164 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市外の I さんが、上日野の農地を山林用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,133 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 35 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 35 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 35 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 35 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 35 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 35 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 35 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 36 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 36 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 806 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の法人が、根岸の農地を賃貸借にて借り受け、資材置場、駐車場用地及び作業員待機所用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 233 m²、農地区分は第 2 種農地として判断され、一時転用であるため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 36 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 36 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 36 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 7 番の 5 件です。整理番号 3 番は、市外の法人が、中の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設

置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,343 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、中栗須の Y さんが、中栗須の農地を使用貸借にて借り受け、一般住宅用地（敷地増）として転用するもので、農地 1 筆、面積 117 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、中栗須の Y さんが、中栗須の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 427 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、市内の法人が、本動堂の農地を売買で取得し、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,819 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、上大塚の T さんが、下大塚の農地を売買で取得し、貸露天駐車場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 830 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 36 号整理番号 3 番から 7 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、議案第 37 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 6 ページから 7 ページをご覧ください。議案第 37 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。まず 6 ページの計画につきましては、農地の貸借の際に中間管理機構を間に挟まず、直接借人と貸人が貸借を結ぶ場合に作成される計画で、今回の対象地は 4 件ですが、借人は全て同一となります。次に、7 ページをご覧ください。こちらの計画につきましては、認定農業者の方が農地を譲り受ける場合に作成される所有権移転の計画で、今回の対象地は 1 件です。以上で、議案第 37 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長 ただ今、議案第 37 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 37 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 37 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。議案第 38 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 21 件です。以上で、議案 38 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今、議案第 38 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関係する委員は審議終了まで退席をお願いします。

<関係委員退席>

議長 それでは議案第 38 号について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手多数でありますので、議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長

続きまして、議案第 39 号藤岡農業地域振興地域（重要変更）に対する意見についてを上程します。農政課より担当者が来ておりますので説明をお願いします。

農政課

農政課の黒岩と申します。私から農業振興地域整備計画 重要変更の概要説明をさせていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。今回の重要変更申出は除外 3 件、編入 0 件であります。除外申出番号 1 番から順に説明します。除外申出番号 1 番 2 ページをご覧ください。申出人は I さんで、除外申出地は、美九里地区 矢場、地目は畑、除外面積は 1082 m²のうち 110 m²となります。変更理由は、露天駐車場用地で、利用者は申出地の西側に居住している S さんです。除外申出の概要は、市の道路拡幅工事により、利用者である S さんの自宅敷地内にある自動車置場の一部を道路用地として市に提供するため、代替地として自宅敷地東側に隣接した申出地を駐車場として利用したいとのことです。3 ページの位置図をご覧ください。利用者宅の右側の赤色部分が申出地で、左側が利用者の自宅敷地となります。4 ページの土地利用計画図をご覧ください。青色表示をしているところが、利用者の自宅敷地で、その北側ある市道 124 号の道路拡幅工事が計画されており、現在、道路側を自動車置場として使用していますが、拡幅工事により、使用できなくなるため、自宅に隣接した申出地を駐車場として利用したいとのことで、利用者の所有地は自宅敷地のみで、敷地内に他の駐車場所を確保できるスペースはなく、除外 6 要件の 1 号要件、規模の妥当性については、自動車 3 台分、110 m²は適当な規模と考えられます。3 号要件の農用地の集団化や農業利用について支障があるかについてですが、5 ページの農振図、6 ページの航空写真をご覧ください。申出地は集団の農用地地域の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、申出地が除外転用されても、周辺農地の集団的利用や農作業の効率化について、支障を及ぼすことはないと考えられます。その他、4 号要件の担い手への利用集積や、5 号・6 号要件の土地改良施設についても支障はありません。以上、農振除外 6 要件については、問題はないと判断されますので、農振農用地の除外もやむを得ないと考えています。続きまして、申出番号 2 番を説明します。2 ページの申出番号 2 番をご覧ください。申出人は H さんで、申出地は、美土里地区 下大塚、地目は畑、除外面積は 1519 m²です。変更理由は、露天駐車場用地で、利用者は市内の法人です。8 ページの位置図をご覧ください。赤く表示してある部分が申出地で、下側の青色になっている部分が、利用者である法人の自動車修理工場敷地となります。除外申出の概要は、自動車の点検修理等を経営しています利用者は、現在、駐車場用地として、小野地区の立石や中島に 4 ヶ所の土地を借りて、営業しているが、工場から 4～5 km と遠距離で、更に分散していることから作業効率が悪いため、工場から近距離の申出地に駐車場を集約したいとのことです。9 ページの土地利用計画図をご覧ください。砂利敷の露天駐車場で、駐車台数 60 台分を計画しています。農振除外の 6 要件、1 号要件は、規模の妥当性、転用計画の具体性となりますが、露天駐車場用地としての転用許可手続完了後、現在、小野地区で使用している借地 4 ヶ所については、契約解消し、申出地 1 か所に集約すると

のことで、適当な規模と考えられます。代替性としては、利用者が所有している土地は工場敷地のみで、申出地の現状は休耕地で、農業上の土地利用への影響は最も少ないと考えられます。3号要件の農用地の集団化や農業利用について支障があるか否かについては、10ページの農振図、11ページの航空写真をご覧ください。申出地は集団の農用地の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、申出地が除外転用されても、周辺農地の集団的利用、農作業の効率化への支障はないと考えられます。4号要件の担い手への利用集積にも支障はなく、5号・6号要件の土地改良施設は該当ありません。以上、6要件すべてについて、問題はないと判断されますので、農振農用地の除外もやむを得ないと考えられます。続きまして、申出番号3番を説明します。2ページの申出番号3番をご覧ください。申出人及び利用者は、ともにHさんで、申出地は、日野地区金井、地目は畑で、除外面積は843㎡です。変更理由としては、倉庫用地、錯誤による農用地区域指定となります。15ページの航空写真をご覧ください。赤色の斜線部が申出地ですが、建物2棟の屋根部分が写っているのが確認できます。16ページの現地写真をご覧ください。現況としては、令和2年に住宅は解体され、倉庫のみが存在している状況です。農政課において、税務課の家屋台帳を調査したところ、大正11年から現在まで、住宅や物置などの建物が、申出地に建っていたことが判明しました。税務課の課税上も宅地課税となっており、農地として耕作された経緯もありませんでした。よって、誤って農振農用地に指定されたと考えられるため、錯誤により除外するものであります。以上、3件が令和6年度上期の除外申出となります。私からの「農業振興地域整備計画の重要変更について」の概要説明は以上となります。

議長 ただ今、議案第39号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第39号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第39号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見については、そのように決定します。

(農政課退室)

議長 続きまして、報告第13号・14号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。報告第 13 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 1 件、5 条が 5 件ございます。詳細については 12 ページの一覧表でご確認ください。続きまして、報告第 14 号ですが、議案書 13 ページから 14 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 8 件、受理証明が 2 件、耕作証明が 2 件、許可取下が 1 件の計 13 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第 13 号・14 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 7 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 15 時 35 分)